



無料掲載キャンペーンの 「ネット求人広告」の契約は慎重に！

市内の事業者から、「無料掲載キャンペーンがあると電話勧誘されてネット求人広告を申し込んだが、突然高額な請求が来た」という相談が福山市役所に寄せられています。

12月に5件の相談がありました。

①勧誘方法

突然の電話による勧誘があります。

②勧誘の内容

- ・インターネットの求人広告を利用しませんか。
- ・今なら20日間の無料掲載キャンペーンを実施中
- ・無料期間が終わったら自動更新となりますが、事前に案内をします。
- ・申し込みはFAXで書類を送るので、記入後返信してください。

③契約書の内容

- ・掲載期間や料金の詳細と20日間の無料掲載が終了する4日前までに解約の申出がない場合は自動更新となります。



相談内容のほとんどは、更新の案内が来るものと安心していううちに20日間が経過して自動更新となり、高額な請求が来たというものです。

事業者が広告の掲載会社に更新前の案内について確認したところ、「郵便又はFAXで送ったが、返信がなかった」とのことで、複数の求人広告の申込みをした事業者は45万円の請求を受けているという相談もあります。

【事例】 150,000円×3職種=450,000円の請求



◎法律相談に関する基本的な見解

通常、申込(契約)書面に自動更新のことや料金が明記されていれば、その条件に従うこととなります。

◎事業者間取引は、クーリング・オフなどの消費者保護の規定はありません。

契約をする際は、あらかじめ契約内容・条件をしっかりと確認してから契約しましょう。

※ご相談いただいた場合、法律相談や企業の相談窓口をご案内しています。